

告 示

埼玉県告示第百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	吉川市平沼一	協友会	看護 介護予防訪問	令和三年十月一日
ぱらりす薬局	北葛飾郡杉戸町下高野一七	医療法人社団		
局有限公司 関葉				
介護予防居宅療養管理指導	指居宅療養管理			
日 令和二年九月一日				